

木津川市 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の基準（案）

各基準については、国の子ども・子育て会議等において検討されているところであり、平成 26 年度当初に政省令が示される見込みです。

国基準案としての記載内容は国の検討資料からの抜粋であり、今後、表現等修正の可能性がります。

区分	国において検討されている基準	本市の基準（案）
共通事項	家庭的保育事業者等は、（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	国の基準に準ずる
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	国の基準に準ずる
	特定として、食事の提供について、連携施設や系列法人が運営する社会福祉施設、病院等から搬入を行うことも可能	国の基準に準ずる
	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。	国の基準に準ずる

区分	国において検討されている基準	本市の基準（案）	
保育従事者	家庭的保育 （市の必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるもの） +家庭的保育補助者（市の研修を修了した者）	国の基準に準ずる	
	小規模保育	A型 保育士	国の基準に準ずる
		B型 保育士 +家庭的保育補助者	国の基準に準ずる
		C型 家庭的保育者 +家庭的保育補助者	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	家庭的保育者	国の基準に準ずる
	事業所内保育	定員 20 名以上 保育士	国の基準に準ずる
定員 19 名以下 保育士 +家庭的保育補助者			

区分	国において検討されている基準	本市の基準（案）	
家庭的保育	0～2 歳児 3：1（家庭的保育補助者を置く場合 5：2）	国の基準に準ずる	
職員数	小規模保育 A型	0 歳児 おおむね 3：1 +1 名	国の基準に準ずる
		1・2 歳児 おおむね 6：1 +1 名	
		3 歳児 おおむね 20：1 +1 名	
		4 歳児以上 おおむね 30：1 +1 名	
	小規模保育 B型	0 歳児 おおむね 3：1 +1 名（1/2 は保育士）	国の基準に準ずる
		1・2 歳児 おおむね 6：1 +1 名（1/2 は保育士）	
		3 歳児 おおむね 20：1 +1 名（1/2 は保育士）	
		4 歳児以上 おおむね 30：1 +1 名（1/2 は保育士）	
小規模保育 C型	0～2 歳児 3：1（家庭的保育補助者を置く場合 5：2）	国の基準に準ずる	
居宅訪問型保育	0～2 歳児 1：1	国の基準に準ずる	
事業所内保育	定員 20 名以上	0 歳児 3：1	国の基準に準ずる
		1・2 歳児 6：1	
		3 歳児 20：1	
		4 歳児以上 30：1	
	定員 19 名以下	0 歳児 おおむね 3：1 +1 名（1/2 は保育士）	
		1・2 歳児 おおむね 6：1 +1 名（1/2 は保育士）	
		3 歳児 おおむね 20：1 +1 名（1/2 は保育士）	
		4 歳児以上 おおむね 30：1 +1 名（1/2 は保育士）	

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）	
利用定員	家庭的保育	5人以下	国の基準に準ずる	
	小規模保育	A型	6人～19人	国の基準に準ずる
		B型	6人～19人	国の基準に準ずる
		C型	6人～10人（5年間は6人～15人とすることができる）	国の基準に準ずる
	事業所内保育	利用定員に応じ、国で定める数を踏まえて、市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設ける。		国の基準に準ずる
		利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	
		1～5人	1人	
		6～7人	2人	
8～10人		3人		
（省略）				
71人以上	20人			
居宅訪問型保育	1人	国の基準に準ずる		

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）
提供する保育	家庭的保育	保育指針に順じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国の基準に準ずる
	小規模保育	同上	国の基準に準ずる
	事業所内保育	同上	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	同上	国の基準に準ずる
集団保育が著しく困難であると認められる障害や疾病等を持つ乳幼児や母子家庭の乳幼児等に対する保育についても提供すること。		国の基準に準ずる	

区分		国において検討されている基準		本市の基準（案）
設備・面積	家庭的保育	保育者の居宅、又はその他の場所	部屋自体9.9㎡以上必要 保育する乳幼児が3人を超える場合、1人につき3.3㎡を加えた面積を設ける	国の基準に準ずる
		屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 3.3㎡以上/人（2歳児以上） ※代替地可	国の基準に準ずる
	小規模保育	A型	乳児室/ほふく室	
			保育室/遊戯室	1.98㎡以上/人（2歳児以上）
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人（2歳児以上） ※代替地可
		B型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人（0・1歳児）
			保育室/遊戯室	1.98㎡以上/人（2歳児以上）
			屋外遊戯場	3.3㎡以上/人（2歳児以上） ※代替地可
	C型	乳児室/ほふく室	3.3㎡以上/人（0・1歳児）	
		保育室/遊戯室	3.3㎡以上/人（2歳児以上）	
		屋外遊戯場	3.3㎡/以上人（2歳児以上）	
	事業所内保育	0・1歳児 定員20名以上	乳児室 1.65㎡以上/人 ほふく室 3.3㎡以上/人	国の基準に準ずる
		2歳児以上	保育室 1.98㎡以上/人 遊戯室 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場 3.3㎡以上/人 ※代替地可	
		定員19名以下	乳児室 3.3㎡以上/人 ほふく室 3.3㎡以上/人 保育室 1.98㎡以上/人 屋外遊戯場 3.3㎡以上/人（2歳以上）	
居宅訪問型保育	—	—	—	

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）
保育時間	家庭的保育	1日8時間を原則とし、 保護者の労働時間や家庭の状況等を考慮して、事業者が定める。	国の基準に準ずる
	小規模保育	同上	国の基準に準ずる
	事業所内保育	同上	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	同上	国の基準に準ずる

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）	
	(調理方法)			
給食	家庭的保育	自園調理 ただし、連携施設等が運営する社会福祉施設、病院等からの搬入可	国の基準に準ずる	
	小規模保育	同上	国の基準に準ずる	
	事業所内保育	同上	国の基準に準ずる	
	居宅訪問型保育	同上	国の基準に準ずる	
	(設備)		(設備)	
	家庭的保育	調理設備	国の基準に準ずる	
	小規模保育	調理設備	国の基準に準ずる	
	事業所内保育	0～1歳児 定員20名以上	調理室（事業所に付属する炊事場を含む）	国の基準に準ずる
		2歳児以上	調理室（事業所に付属する炊事場を含む）	
		定員19名以下	調理設備	
	(調理員)		(調理員)	
	家庭的保育	要配置 ただし、調理業務を全部委託する場合や保育を行う子どもが3人以下の場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食材を搬入する場合 調理員の配置不要	国の基準に準ずる	
	小規模保育	要配置 ただし、調理業務を全部委託する場合や搬入施設から食材を搬入する場合 調理員の配置不要	国の基準に準ずる	
事業所内保育	同上	国の基準に準ずる		
居宅訪問型保育	—	—		

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）	
便所	家庭的保育	設置必要	国の基準に準ずる	
	小規模保育	設置必要	国の基準に準ずる	
	事業所内保育	0～1歳児 定員20名以上	設置必要	国の基準に準ずる
		2歳児以上	設置必要	
		定員19名以下		
居宅訪問型保育	—	—	—	

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）	
医務室	家庭的保育	—	—	国の基準に準ずる
	小規模保育	—	—	国の基準に準ずる
	事業所内保育	0・1歳児 定員20名以上	設置必要	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	—	—	—

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）
連携	(連携施設)		
	家庭的保育	設定必要	国の基準に準ずる
	小規模保育	設定必要	国の基準に準ずる
	事業所内保育	確保しないことができる。	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	一律に求めない。	国の基準に準ずる
	(嘱託医)		
	家庭的保育	嘱託医	国の基準に準ずる
	小規模保育	嘱託医	国の基準に準ずる
	事業所内保育	嘱託医	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援を受けられるよう、連携する障害時入所支援施設を適切に確保すること。	国の基準に準ずる

区分	国において検討されている基準			本市の基準（案）
火災報知器等の設置	家庭的保育	設置必要	消化訓練及び避難訓練を定期的実施すること	国の基準に準ずる
	小規模保育	—	—	—
	事業所内保育	—	—	—
	居宅訪問型保育	—	—	—

区分	国において検討されている基準		本市の基準（案）
耐火基準	家庭的保育	—	国の基準に準ずる
	小規模保育	2階以上に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、防火設備が備わっていること。	国の基準に準ずる
	事業所内保育	同上	国の基準に準ずる
	居宅訪問型保育	—	—

その他の基準についても国の基準に準ずる。